

筑紫野市アピアランスケア用品購入助成事業 交付申請 Q&A

【助成対象者について】

No.	質問	回答
1	購入日は筑紫野市外に居住していたが、現在は筑紫野市に住民票がある。助成対象になりますか。	申請日に筑紫野市に住民票があれば対象になります。ただし、以前居住していた自治体から助成を受けた経費は助成対象外です。
2	以前がん治療をし、最近医療用ウィッグや補整下着を購入したが助成対象になりますか。	4月1日から翌年の3月31日までに購入したものであれば対象になります。購入年度の末日(3月31日)が申請期限です。病状の悪化などのやむを得ない事情により申請期限に間に合わない場合は健康推進課にお問合せください。
3	助成対象者の年齢制限はありますか。	ありません。ただし、未成年者が助成対象となる場合は法定代理人(親権者、後見人)が申請者となります。

【助成対象経費について】

No.	質問	回答
1	助成対象の用具は、2個以上買っても対象になりますか。	個数制限はありませんが、助成額は購入費用の半額(千円未満切り捨て)と各区分の上限額を比較して低い金額が助成額となります。
2	消費税分は助成対象経費になりますか。	消費税を含めた金額が助成対象金額となります。
3	ポイントで支払った金額は助成対象経費になりますか。	対象になりません。購入費用から利用したポイントを差し引いた、実際の支払い金額が助成対象となります。
4	送料、ケア用品も助成対象経費に含まれますか。	含まれません。購入費用から送料やケア用品の額を差し引いた金額が助成対象経費となります。

【助成対象用具について】

No.	質問	回答
1	医療用でないウィッグは対象になりますか。	医療用と明記されていないウィッグは対象になりません。
2	ウィッグが医療用かどうかわかりません。対象になりますか。	購入した店舗に確認してください。申請時には「医療用ウィッグ」と明記された領収書や、医療用であることが確認できるものが必要となります。
3	部分用ウィッグは対象になりますか。	医療用ウィッグであれば対象になります。
4	どのようなものが、助成の対象外になりますか。	以下の一覧に該当する用品は、助成の対象になりません。 ・医療用帽子、ケア帽子等 (毛がついていないもの) ・ウィッグのケア用品 (専用クリーナー、専用シャンプー等) ・ウィッグの付属品 (スタンド、保管ケース、専用ブラシ等)
5	医療保険(健康保険)を利用し保険適用で購入した弾性着衣のほかに、自費で買い足した。両方対象になりますか。	医師が治療上必要と認めた装具については、保険適用となりますので対象となりません。それ以外に自費で購入したもののみ対象になります。
6	乳房再建手術を受けました。手術費用は助成対象になりますか。	手術費用は対象になりません。自分で装着する人工乳房や人工乳首等は対象になります。
6	助成を受けた後に再度補整具が必要になった場合は助成対象になりますか。	申請は医療用ウィッグ、補整具等の助成対象区分ごとに一人1回限りです。既に助成をうけた区分は対象になりません。
7	令和5年3月31日以前に購入したものは対象になりますか。	対象になりません。

【申請に必要な書類について】

No.	質問	回答
1	インターネットで購入し、クレジットカード決済をしたため、領収書がありません。	領収書がない場合は、購入内容及び支払い内容が確認できる書類の提出をお願いします。 ・購入内容の確認書類 例：用具が掲載されているカタログ ※ウィッグの場合は医療用ウィッグであることが確認できるもの ・支払い内容の確認書類 例：レシート、納品書、クレジットカード利用明細を印刷したもの